

教職員及び学院内で業務を行う関連業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が  
発生した際の対応マニュアル（第2信）

学校法人九州ルーテル学院  
法人事務局長 内田正秋

1 教職員の感染予防策の徹底

(1) 教職員及び学内業務関係業者（以下「教職員等」と言う。）に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。

ア 出勤前の体温の測定

イ 発熱などの症状がある場合には、所属長へ連絡し、自宅待機して指示を受ける。

ウ 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)への問い合わせ

(a) 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

(b) 強いだるさや息苦しさがある場合

(c) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

エ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について、速やかに所属長へ報告

(2) 構内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。

ア 小まめな手洗い、手指の消毒を行うこと。

イ 会議等、人数が多く集まる場所では、換気に留意し、マスクを着用すること。

ただし、適宜、周囲の状況を見てマスクを外す等、熱中症対応も行うこと。

更に 2 メートルを目安として適切な距離を保ち、咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。

ウ 通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座など、人がよく触れるところの拭き取り清掃を小まめに行うこと。

※新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

機関名称	電話番号	受付時間
熊本市 新型コロナ相談センター	096-372-0705 096-364-3222	平日 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:30
熊本県 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口	096-300-5909	24 時間対応

※本件における連絡・対応窓口

教職員： 法人事務局（☎096-343-3111）

→関係機関（保健所、校医、行政等）と連携を図り、指示を仰ぐ。

関連業者従業員： 上記及び各所属会社

**2 感染者発生時の教職員等（濃厚接触者等）への対応**

(1) 感染者発生時の把握、報告及び周知

ア 感染者が確認された場合には、本学の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

ア 保健所の感染ルート特定のための調査に協力し、指示を仰ぐ。

イ 保健所が濃厚接触者と確定した教職員等に対し、必要に応じ PCR 検査（行政検査）の受検、あるいは感染者との最終接触から 14 日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。

ウ 濃厚接触者と確定された教職員等に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡を促し、速やかにその結果を報告させる。

「濃厚接触者」とは、

- ・ 「患者（確定）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として 2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「罹患者（確定例）」と接触があった者

< 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）

（国立感染症研究所感染症疫学センター令和 2 年 2 月 27 日版）」 >

**3 施設設備等の消毒**

(1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域の消毒を行う。

(2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。（状況により、清掃業者に依頼）

## ◆感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル

ご自身が発熱、あるいは感染を思わせる症状が生じた際に、このマニュアルを目安として、行動してください。

また、毎日出勤前に必ず検温し、ご自身の健康状態に留意してください。

### 1. 発症初日

発熱（37.5℃以上）・咳・全身倦怠感等いずれかの症状がある場合（無症状でも）

《対応法》

出勤はせず、教職員の場合は所属部署に電話で報告してください。以降、毎日2回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録してください。

なお、電話での連絡が難しい場合は、メールでの連絡も可とします。その場合、以下の事項について報告（以下「報告すべき内容」という）してください。

報告書類：様式1「新型コロナウイルス感染対策報告書」（有症状者用）

#### ◆報告すべき内容

- ①発症までの症状経過に関する報告：いつ頃からどんな症状があったか、熱がいつからどの程度まで上昇したかを含む経過等
- ②同居する家族に関する情報：同居家族の症状について等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ③発症2日前までの行動に関する情報：出勤状況、会合等への出席状況、その他の行動履歴等
- ④新型コロナウイルス感染者との接触に関する有無：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

発熱を含め、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、**新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)**に電話で相談してください。相談の際は、上記の「報告すべき内容」を伝えてください。

### 2. 発症翌日および翌々日以降

- 1) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合

《対応法》

体調が改善した翌々日から出勤は可能です。ただし、医師の判断に従い、また、感染拡大防止対策を遵守してください。またインフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤を可能とします。

- 2) 依然症状が続いている場合

《対応法》

- (1) 発症初日と同様に、上記の対応法に沿って対応してください。
- (2) 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時、あるいは高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを使用している方、妊婦の方等は、上記症状が2日以上続いている場合は**専門の新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)**に電話で相談してください。
- (3) 基礎疾患がある方は、主治医への相談も検討してください。

◆本人が新型コロナウイルス感染症と診断された際のマニュアル

ご自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、当該部門は閉鎖とします。

(1週間程度)その後の対応等については、別途ご連絡します。

罹患者ご本人は、完治するまでは出校停止・就業禁止とします。

また、診断が確定に至らず経過観察を指示された場合は、保健所または医療機関の指示に従い、治療に専念してください。

更に、所属長には電話連絡あるいはメールにて報告をしてください。その際に、学内での濃厚接触者把握の為、発症 2 週間以内の行動および学内での動線（出勤・勤務や休憩・トイレ等：消毒すべき箇所等を含む）も併せて報告してください。

報告書類：様式 2「新型コロナウイルス感染対策報告書」（罹患者用）

指定感染症となりますので、治癒するまで勤務停止・出校停止とし、医療機関の指示が出てから、勤務・出校は可とします。

その間は、「就業規則」第 25 条の感染症予防法に伴う特別休暇に準じた取扱いとなりますので、復職後、「休暇請求書」を提出してください。

◆感染者の濃厚接触者として特定された際のマニュアル

ご自身が感染者の濃厚接触者として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間は、出校停止・就業禁止とします。

その間は、出勤はせず、所属部署に電話連絡あるいはメールにて報告をしてください。

また、不要・不急の外出は避けてください。

報告書類：様式 3「新型コロナウイルス感染対策報告書」（濃厚接触者用）

\*上記、各聞き取りは、所属の長のもとで管理者が行い、提供された情報については、罹患者及び関係者のプライバシー保護並びに人的配慮に努め、守秘義務を厳守します。